

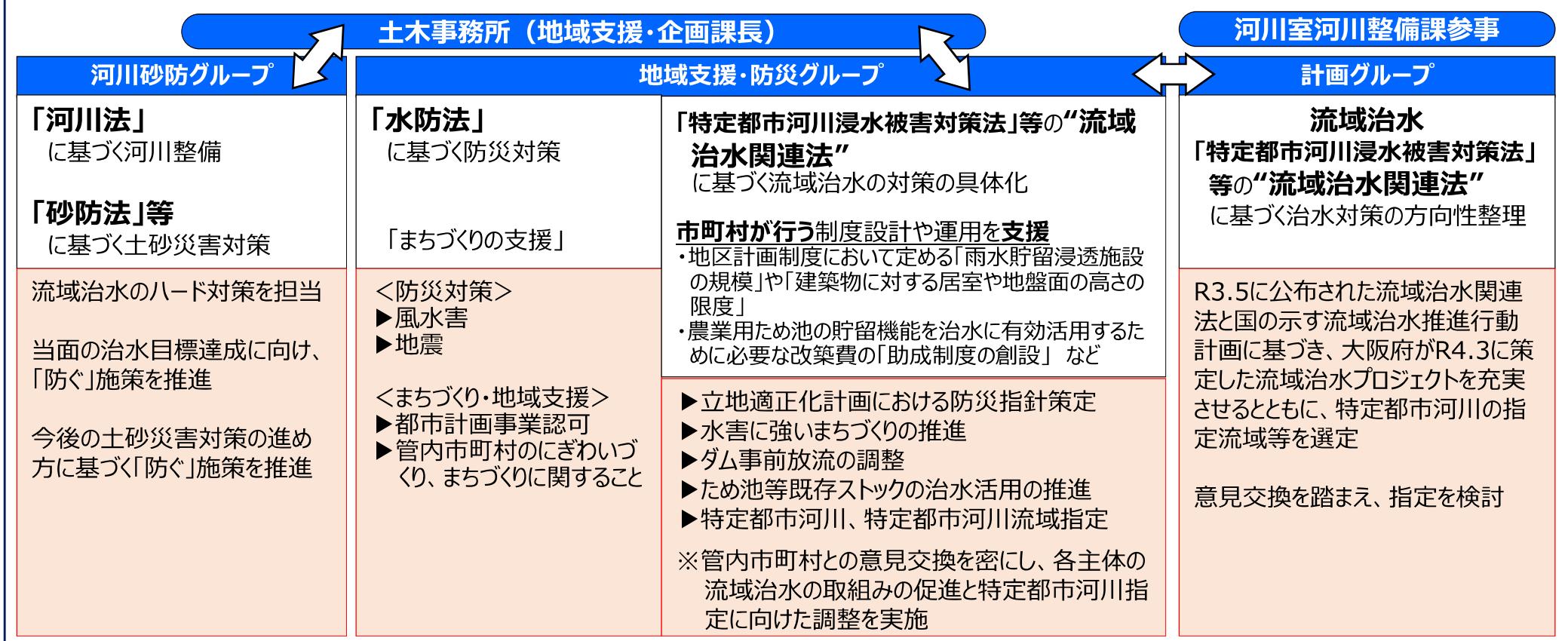


# 流域治水の推進（推進体制（継続））

▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括

▶引き続き管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

## 大阪府



▶リスク周知等  
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知 ほか

▶土地利用誘導  
立地適正化計画における防災指針の策定 ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画  
計画策定や避難訓練実施の支援 ほか

▶特定都市河川の指定  
モデル流域や指定候補の検討・抽出 ほか

# 流域治水の推進（水害リスクを軽減させるための取組検討）

令和5年度は特定都市河川制度や流域治水の取組について府域の関係者に広く周知し、流域市にヒアリングを実施

令和6年度は流域治水の推進に向け、**モデル流域等における課題や解決手法について具体化を実施予定**

## (R5の取組)流域治水意見交換会

R5年度に余野川(池田市・箕面市・豊能町)、芥川(高槻市)、穂谷川(枚方市)、原川(柏原市)、大乗川(羽曳野市・富田林市)、芦田川(高石市・堺市・和泉市)、櫻井川(泉南市・泉佐野市・田尻町)で第1回を実施

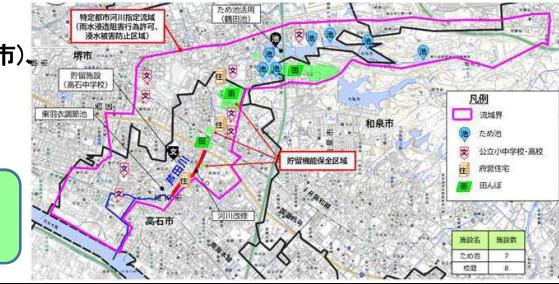
### （主な議事）

- ・浸水リスクの確認、プロジェクト各施策の進捗確認
- ・浸水リスクを軽減させる具体的な施策、手法の検討

### （まとめ）

- ・浸水リスク等をどのような施策で削減していくのか、持ち帰って検討を依頼
- ・アンケートを実施

- ・流域内の土地利用や、治水活用可能な施設等を整理
- ・考え得る流域治水対策について関係者で意見交換、協議
- ・各主体が実施する具体的な対策を検討、立案



## 1. 流域市町村の抱える課題把握

- ・水害に強いまちづくりの推進
- ・既存ストックの活用
- ・浸水被害の解消
- ・大雨時の流木撤去

## 2. 施策実施における課題把握

- ・管理者や所有者との調整
- ・資金不足

（R5意見交換会・事後アンケート及びヒアリング結果より）

## 具現化

### ■ 課題解決のために活用できる制度の整理・周知

⇒具体的に個々の課題に対して、市町村での活用を個別に提案

▶国の採択要件外に対する補助制度等についても必要に応じて検討

### ■ 特定都市河川指定(流域水害対策計画の策定)による河川改修等事業の加速化

⇒同時に市町村の抱える課題を解決

### ■ 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

## 流域治水施策集 - 国土交通省水管理・国土保全局 (mlit.go.jp)

目的	施策	実施主体	権限法令等	流域治水の役割分担				
				河川域における対策	集水域における対策	氾濫域における対策	法定計画等（内に運用）	予算・税制
洪水氾濫の防止	#1 河道維持・堰堤・引排水・放水路、ダム・遊水地・輸送機	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画			一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p7
	#2 ダム事前放流	●ダム運営者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協調会 (治水協定)			利水法人治水機能強化整備補助 固定賃料税の特例措置	p8
津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (地域の開発者との土砂融通による砂浜の保全・再生)	●海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画			海岸保全施設整備事業 津波防災急襲事業等	p10
洪水氾濫の防止（排水戸の管理者の責任で設置・管理するところ原則）	#4 排水施設・ポンプ（河川）	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画			流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p11
	#5 排水施設・ポンプ（下水道）	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画			下水道浸水被害軽減事業等	p12
	#6 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	●国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画			国営かかがい水事業 農村地盤防災減災事業等	p13
	#7 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	●施設管理者	"	"			"	p14
河川への流出抑制	#8 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画			特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域防災浸透事業	p15
排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設（下水道）	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画			下水道浸水被害軽減事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p16
市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設（民間施設）	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画			下水道浸水被害軽減事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p17
	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画			農村地盤防災減災事業 水利施設管理改善化事業等	p18
農地等の浸水の防止	#12 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画			農地耕作支援事業 多面的機能交付事業等	p19
土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画			大規模特定砂防事業等	p20
流失による被害の防止	#14 流域高水対策	●国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に発生する流失の対策計画 森林・林業基本計画等			砂防事業 治山事業等	p21
森林の整備・保水機能の發揮	#15 森林整備・保山対策	●国・都道府県・市町村 森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画			森林整備事業 森林事業等	p22
貯留機能の保全（浸水の許容）	#16 防雷機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画			固定資本税等の特例措置	p24
新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 洪水被災防止区域	●都道府県	建築基準法 (規制内容は条例で規定)				"	p25
既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#18 宅等の防災改修 (嵩上げ・ビニティ化等)	●市町村・都道府県	建築基準法 (規制内容は条例で規定)				"	p26
既存の住居に対し、 移転を促す	#19 居住の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画			防災集団移転促進事業	p27
	#20 居住の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画			かけだ近接化危険住宅転居移転事業	p28
	#21 居住説明会	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生特別措置計画			コンパクト化・形成支援事業 都市構造再編集中心事業等	p29
	#22 居住説明会区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 市町村警備構想等			まちづくり連携防災等事業等	p30
防災まちづくり	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	●国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村警備構想等			都市安全確保・持続的防災整備事業 固定資本税等の特例措置	p31
	#24 避難場・避難施設等の整備	●市町村 民間事業者	都市計画法	"			都市構造再編・持続的防災整備事業 固定資本税等の特例措置	p32
氾濫拡大の抑制	#25 洪水被災軽減地区（盛土構造物等）	●水防管理者	水防法	"			固定資本税等の特例措置	p34
避難の確保（平時）	#26 イクス空堀地の解消 (浸水想定区域・ハーネスマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法	"			水害リスク低減推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p35
	#27 要配慮地帯の施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会（災時に係る取組方針）			"	p36
	#28 泥水・川底泥質の避難（避難のための情報発信）	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法	大規模氾濫減災協議会（災時に係る取組方針）			下水浸水被害軽減事業等	p37
経済影響の軽減等	#29 浸水対策（耐水性・止水壁等）	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会（災時に係る取組方針）			固定資本税の特例措置	p38
災害復旧（洪水分溢の防止）	#30 流域治水災害復旧（遮水地・輸送機）	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費負担法	（流域治水災害復旧）			河川等災害復旧事業	p42
	#31 災害復旧（遮水地・輸送機）	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費負担法	（流域治水災害復旧）			河川等災害復旧事業	p43

施策コラム「農場の活用」- p.9

施策コラム「特定都市河川」- p.23

施策コラム「水害リスクマップ」- p.33

施策コラム「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進」- p.39

別途、ソフト対策としての“逃げる”施策も、引き続き連携をとりながら実施

# 流域治水の推進～地域の内水に関する課題を解決した事例～

## 市街地における浸水対策(下水道)

### 推進のポイント

○下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることにより、浸水に対する安全度を向上。

○下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト縮減。

### 太田川水系流域治水プロジェクト



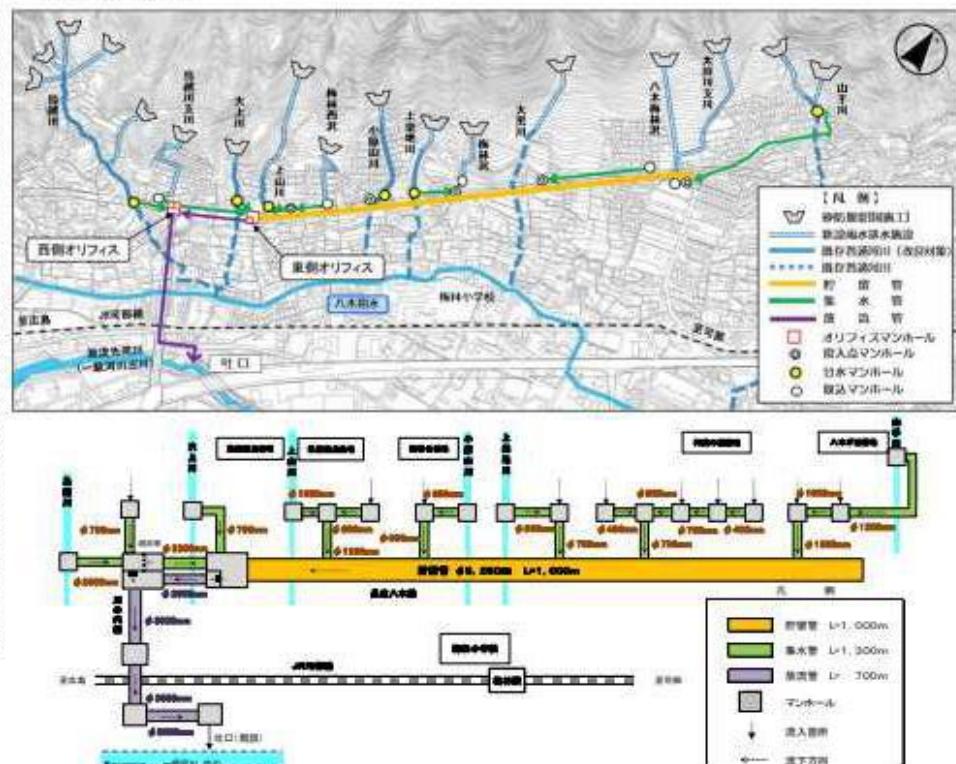
### PRポイント

- 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。
- 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川（一級河川古川）への効率的な流量制御を実現。

### 事例概要

平成26年8月の集中豪雨(87mm/h)により、大規模な土砂災害と広範囲に渡る浸水被害が発生し、再度災害防止の観点から、下水道の整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨に引き上げました。

また、地区内を流れる普通河川の断面が狭小で、豪雨時に流下能力が不足するため対策を講じる必要があり、河川改修(河道拡幅)を実施するには多大な費用を要するため、河道拡幅に替えて、下水道と河川の一体的な雨水貯留管を計画しました。



(国土交通省 水管理国土保全局 流域治水優良事例集を一部加工)